

令和元年度 医療機関経営セミナー・ 郡市医師会税制担当理事協議会

と き 令和元年 10 月 5 日（土） 15 時～17 時 10 分

ところ 山口県医師会 6 階会議室

〔報告：常任理事 沖中 芳彦〕

標記セミナーを、日本医師会及び TKC 医業・会計システム研究会とともに開催した。今回のセミナーの開催をもって、郡市医師会税制担当理事協議会の開催とし、郡市担当理事含め 34 人の医師会員及び医療従事者等にご出席いただいた。

なお、平成 31 年 4 月 11 日に日本医師会で道府県医師会税制担当理事連絡協議会が開催されており、こちらの記事も当会報の令和元年 6 月号（No.1906）に掲載しているので、参考にしていただきたい。

また、事業承継に関しては、それぞれの医療機関の事情や環境もあるので、所属の税理士等にご相談いただくことをお勧めする。

講演

1. 医療と消費税、事業承継税制について

日本医師会常任理事 小玉 弘之

I. 控除対象外消費税について

薬価・特定保険医療材料と消費税

医療機関は卸業者からの仕入れ時に消費税を支払い、一方、患者からは消費税を受け取らないため、「損」をしているという誤解がある。しかし、薬価及び特定保険医療材料の価格には、仕入れ時に支払う消費税に相当する金額が予め含まれている。医薬品・特定保健医療材料の仕入れに際して、仕組みを理解したうえで適切な価格交渉を行えば、「損」が発生することはない。

診療報酬の課税転換

まず、国民の理解を得ることは困難であろう。そして、これまでの診療報酬に上乗せしてきた補てん分「引きはがし」の議論が起こることが考えられる。そのほか、所得税の概算経費率、いわく

る四段階制への影響、現行の免税事業者あるいは簡易課税事業者になっている小規模医療機関への影響や、事業税非課措置の存続に否定的な議論が及ぶ可能性もある。

II. 個人版事業承継税制について

個人版事業承継税制の創設（2019 年度）

今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、個人事業者についても円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、10 年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を 100% 納税猶予する「個人版事業承継税制」が創設された。

個人立医療機関の事業承継について

個人版事業承継税制を活用するためには、①平成 31 年度から 5 年以内に承継計画を提出することと、②承継計画に記載された後継者が経営承継円滑化法に基づき認定を受けることが必要である。

そして、あくまで納税を猶予する特例であり、単純な減免措置とは異なること、また、医療法人成りの際には、個人事業の廃止となることに注意が必要である。

既存の事業用小規模宅地特例は宅地 400m² まで 80% の減額を認める相続税の特例であり、相続の際には、どちらを選択するか検討が可能である。

III. 医療法人の事業承継税制について

持分あり医療法人の事業承継問題

医療法人は剰余金の配当ができないことなどが

ら、長年の経営により積み上げられた剰余金が多額となる傾向がある。そのため、出資持分のある医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して当該出資持分に係る相続税が課税される場合は、医療法人の財産状態などによっては、その納税額が巨額に上ることもある。また、出資持分の払戻請求があった場合、払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることが指摘されている。

「持分なし」とは

持分がないということは、「出資払戻請求権や残余財産分配請求権がない」ということ。解散した場合、残余財産は国等に帰属する。

移行後の事業承継に際し、持分がないことから、持分に係る贈与税や相続税を負担しなくて済む。ただし、移行時については、税制上の課題が残されている。

医療法人の事業承継についてのまとめ

「持分あり」のまま承継する場合は、相続・承継について中長期的な対策・準備が必要である。また、「持分なし」に移行し承継する場合は、出資者間の合意を形成する必要がある。その他、放棄するか基金にするかの検討もしなければならない。剰余金を基金にすると、個人へのみなし配当課税の問題が発生することにも注意が必要である。

認定医療法人制度の活用についての検討

新制度は、平成 29 年度改正により、法人贈与税の非課税要件が大幅に緩和され、認定医療法人については移行の際の法人への贈与税を課税しない。

認定医療法人では、①一定の事項が定款等に定められていること（理事 6 人以上、監事 2 人以上、等）、②同族役員 1/3 以下、③医療機関名の医療計画への記載、④法人関係者に利益供与しないこと、等の要件が緩和され、贈与税の非課税対象が大幅に拡大する。従来の認定要件である、①社員総会の議決があること、②移行計画が有効かつ適正であること、③移行計画期間が 3 年以内であることに、「運営の適正性要件（法人関係者に利益供与しないこと、役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること、社会保険診療等（予防接種を含む）に係る収入が全体の 80%超、

等）」を追加し、移行後 6 年間、当該要件を維持していることを確認することとされた。

日本医師会 令和 2 年度税制改正要望

医療を承継する際の相続・贈与に係る税制をさらに改善すること。

①医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。②医療法人の出資の評価方法の改善。③認定医療法人制度の延長及び拡充。④個人版事業承継税制の改善。⑤出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。⑥基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善。

2. クリニックの事業承継について

TKC 全国会医業・会計システム研究会会員／

税理士 高崎 満幸

個人版事業承継税制

相続税や贈与税を 100% 猶予できる、この個人版事業承継税制は画期的なもので、10 年の区切りでこの税制ができあがっている。診療所そのものの土地と建物、減価償却資産が納税猶予の対象となる。

相続税の負担（相続税の総額）は、資産 1 億円で 630 万円、2 億円で 2,700 万円、3 億円で 5,720 万円、4 億円で 9,220 万円、5 億円で 1 億 3,110 万円となる。相続した割合で、相続人がこの税金を負担することになるので、半分もらえば半分負担することになる。もちろん、相続人が配偶者であれば、配偶者の特別な措置があり、障害者控除もあるが、いったんは相続税が割り振られることになっている。演者の実務経験では、実際の相続では事業用資産が相続分のおよそ 7 割を占める。これらの税金を払わなければならないが、基本的に税金はキャッシュ（現金）である。しかも亡くなってから 10 か月の間に払わなければならないわけで、相続資産が不動産であれば事業にも影響が出るし、すぐには換金が難しい。そのため、相続財産のうち半分くらいはすぐにお金に換えられるものにしておくほうがよい。医業の世界でも同じことがいえる。この税制は、土地と建物、減価償却資産については、特別に相続税をかけずにおこうというものである。ただし、さまざまな条件があり、しかも、10 年以内の時限立法（一

時的な事態を避けるための、期間を定めた法律)であるので、10 年以内に相続が起こらないといけないのかということになるが、それは必要ない。10 年以内に土地、建物、減価償却資産等の事業に関するものをすべて後継者に贈与しなさいということである。その時は贈与税が課されるので、これをしっかりと猶予する制度である。

贈与税と相続時精算課税制度

贈与税では、暦年課税の「年間 110 万円までなら贈与税は非課税」というルールがある。基本的に 1,000 万円贈与で贈与税が 231 万円、5,000 万円で贈与税が 2,289 万円である。仮に控除申告をしたとすると、多額な贈与税が課されるが、それを納税猶予できる。

「相続時精算課税制度」は、2,500 万円までは贈与税は不要で、それを超える部分は 20%の贈与税が課されるというものである。例えば 5,000 万円を贈与した場合、この制度を使うと 2,500 万円は非課税、それ以外の 2,500 万円の 20%、つまり 500 万円の贈与税で済む。

もし、財産を贈与してくれた先代の経営者が亡くなった際には相続が発生するが、いただいたこの財産を改めて相続財産として組み入れてほしい。このようにすれば、当然、相続税が課されて、この事業にまつわる相続税に振り替わった時に、この相続税も猶予してもらおうか、あるいは、このくらいの相続税ならそのまま払おうといった判断をしてもらうことになる。

この画期的な制度は、橋本内閣のときに創設された。当時、60 歳代はお金を持っており、かつ、長寿であった。この人たちが 90 歳になって死亡した際（つまり現在）は、子供も 60 歳前後で、お金を使う年齢ではないため、親が 60 歳代、子供は 20 歳以上のお金を使う世代のときに、2,500 万円までは無税で生前贈与ができるという制度である。ただし、この相続時精算課税制度は条件として直系でなければならない（自分に対して、両親、祖父母の 4 人）。個人版事業承継に限り、誰でもよいということになっている。この制度を活用するためには、県知事の認定申請が必要で、診療所の所在地の県庁へ届け出る。届出内容は簡単であるが、青色申告が条件で、貸借対照表がついている決算書が必要である。

また、5 年以内に後継者名を記載した「承継計画」も併せて提出することになる（令和 6 年 3 月 31 日が期限）。これまでに事業承継をするという計画と認定申請を提出しておらず、令和 7 年になり特定資産を後継者に移したいと思っても、この特例は使えないので注意が必要である。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに届け出ずに亡くなった場合は、即座に特例適用ができる。

猶予税額

全額免除、全額納付及び一部免除の 3 種類がある。全額免除については 3 パターンある。1 つ目は後継者が事業をしっかり頑張った挙句に亡くなった場合で、納税猶予した相続税は全額免除となる。2 つ目は、バトンタッチした後継者が 5 年間続けたあとに 3 代目に渡した場合の 2 代目は免除されて、3 代目に移る。3 つ目は、財務省令で定めるやむを得ない理由があった場合である。

逆に全額納付の場合は、引き継いだものの、特段の理由もなく事業をやめた場合や、その年の事業所得の総収入金額がゼロになった場合、特例事業用資産のすべてを売って譲渡してしまった場合等があり、猶予税額の全額に利子税を併せて納付することになる。

猶予税額の一部免除は、事業継続困難な一定の理由が発生した場合に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときに適用となる。例えば、特例事業用資産等に係る事業について、直前 3 年間のうちの 2 年間の事業所得が赤字やゼロであれば、事業継続困難なものとなる。納税猶予を受けた物件を、その時の価格で再計算し、一部を納めることになる。

法人の事業承継

法人の場合は個人に比べて比較的簡単である。理事長の登記の後継者への変更や、管理者の変更がある。ただし、問題は持ち分の承継である。持ち分とはその法人の正味財産（資産から負債を引いたもの）である。相続では父の持ち分は、当然、相続財産としてカウントされる。一人医師医療法人制度が昭和 61 年にスタートした。その法人が 83.1%を占めており、このころに一人医師医療法人を設立した人が、今後 10 年のうちにほとんど世代交代を迎えることになる。医療法人は配当が禁止されているので、持ち分つまり正味財産が

貯まる一方である。相続が起こった時は死亡退職金で払う方法もあるが、それぞれの事情や環境もあるので、実際の手続きは所属税理士に相談していただきたい。

持分なしに移行するには一つの難関がある。それは、役員数の制限、つまり親族が 3 分の 1 以下でなければならないことである。持分なしでは、相続が起きても、残余財産は国に帰属するので、財産としての価値はない。

相続が争族とならないように

争いがないように、公正証書での遺言書の作成や、他の相続人の同意（公正証書があれば、他の相続人の同意は不要）が必要である。

質疑応答

玖珂医師会より、「医療費に係る消費税の内税方式から外税方式への変更を検討しておられるか」という質問に対し、小玉日医常任理事は「日医は内税方式を支持する」と回答された。

加藤専務理事の挨拶をもって、当セミナーを閉会した。

参考：税と事業承継への関心について

今回、講演終了後にアンケートを実施し、出席者に回答していただいた(32 人が回答、下表参照)。

自由意見欄に記載されたご意見

・生前贈与と退職金が重要。話が分かりやすかった。

- ・法人の持分有無の移行のところを詳しく知りたかった。
- ・相続のところをもう少し深く聞きたい。
- ・医薬品は課税の対象で、院外処方と院内処方では大きな差となると思われる。補填はどうなっているのだろう。
- ・引き続き、このテーマをお願いしたい。実例が知りたい。
- ・消費税増における診療報酬の補填の仕組みが理解できた。
- ・相続／贈与の 100% 納税猶予、特定事業用資産の優遇対象の仕組が理解できた。

出席者

医師会員及び医療機関の関係者：計 34 人。うち、出席の郡市税制担当理事は以下の通り。

郡 市	氏 名
大 島 郡	川 口 寛
玖 珂	藤 政 篤 志
熊 毛 郡	満 岡 裕（代理出席）
吉 南	岡 村 均
防 府	木 村 正 統
下 松	木 村 豊 彦
岩 国 市	稲 田 進
山陽小野田	伯 野 卓
柳 井	吉 田 一 典
長 門 市	吉 村 晃

講演終了後のアンケート結果

内容について	よく理解できた	理解できた	あまり理解できなかった
医療と消費税	7	18	7
医療法人の事業承継税制	5	24	2
クリニックの事業承継	7	19	5

今回のセミナーで一番関心の高い内容は？（複数回答可）	
医療と消費税	10
医療法人の事業承継税制	12
事業承継(税制除く)	12